横浜市障害者（訪問・施設）入浴サービス契約書の記載例

○○○○法人　○○会

障害者（訪問・施設）入浴サービス利用契約書

　　　　　　　　（以下「利用者」という。）と○○○○法人　○○会　△△（以下「事業者」という。）の提供する（訪問・施設）入浴サービスを受け、それに対する利用料金を事業者に支払うことについて、次の通り契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第　１　章　　総　　則

（契約の目的）

第１条　この契約は、利用者がその居宅において清潔が保持され、快適な日常生活を営むことができるよう、事業者が（訪問・施設）入浴サービスを適切に提供することを定めます。

（契約期間）

第２条

１　この契約の契約期間は、　　　　年　　月　　日から地域生活支援サービス費支給期間満了日までとします。

２　契約満了日の○日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、かつ利用者の介護給付費支給期間終了後に改めて支給決定された場合、契約は同じ内容で更新されるものとします。

第　２　章　　（訪問・施設）入浴サービス計画

（（訪問・施設）入浴計画の作成等）

1. サービス提供責任者は、利用者について解決すべき課題を把握し、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえた上で、（訪問・施設）入浴サービスの目標、担当する従業者の氏名、従業者が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を盛り込んだ（訪問・施設）入浴計画を、本契約締結の日から７日以内に作成します。

２　（訪問・施設）入浴計画については、１年に１度定期的に見直す他、必要に応じて見直します。

３　（訪問・施設）入浴計画の作成及び変更に際しては、その内容を利用者及びその同居の家族に説明します。

（訪問入浴サービスの内容）

第４条　事業者は、前条に定める訪問入浴計画及び本契約に基づいて、利用者に次の内容及び職員構成でサービスを提供します。

（１）職員構成

　１回につき訪問入浴介護に直接従事する介助員（以下「従事者」という。）を３名以上とし、うち１名を保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第７条による免許を受けた者（以下、「看護職員」という。）とします。

（２）訪問入浴車による設備

移動入浴車により利用者宅を訪問し、家庭内において訪問入浴車の設備により入浴サービスを提供します。ただし、訪問入浴車の機能により給湯が不可能な場合は、利用者の家庭内の給湯設備を用いることとします。訪問入浴車の運行及び駐車に際し、関係機関等の了承が必要な場合は、事業者が速やかに行います。

（３）入浴介助

　　ア　洗体、洗髪及び洗顔

　　イ　衣類の着脱に関する介助

　　ウ　入浴及び清拭に関する指導

　　エ　その他入浴の実施に必要なこと

（４）健康チェック及び安全管理

　　　看護職員の責務として次の健康チェック及び安全管理を行います。

 ア　入浴中に関する利用者の観察及び安全確保に必要な処置

　　イ　入浴前後の血圧値、脈拍数、体温、呼吸数及びその他の利用者の安全と健康の確保を図るための必要な観察及び処置

　　ウ　入浴前の観察で、入浴が明らかに不適当な場合や判断に迷う場合については、利用者及びその家族等に理由を明示し、当日の入浴を中止します。

　　エ　利用者の健康状態に合わせた湯量、湯温及び入浴時間を考慮します。

（５）入浴サービスの実施に係る事務連絡及び報告

前月の利用者の入浴サービス提供報告書を、翌月１０日までに横浜市に提出します。入浴サービス実施において、問題等が生じた場合は利用者が居住する区の福祉保健センター等に報告し、指示に従います。

（施設入浴サービスの内容）

第４条　事業者は、前条に定める施設入浴計画及び本契約に基づいて、利用者に次の内容でサービスを提供します。

（１）利用者の送迎

寝台車両車等により利用者を事業所まで送迎し、自施設の特殊浴槽において入浴サービスを提供します。

（２）入浴介助

　　ア　洗体、洗髪及び洗顔

　　イ　衣類の着脱に関する介助

　　ウ　入浴及び清拭に関する指導

　　エ　その他入浴の実施に必要なこと。

（３）健康チェック及び安全管理

　　　事業者の責務として次の健康チェック及び安全管理を行います。

 ア　入浴中に関する利用者の観察及び安全確保に必要な処置

　　イ　入浴前後の血圧値、脈拍数、体温、呼吸数及びその他の利用者の安全と健康の確保を図るための必要な観察及び処置

　　ウ　入浴前の観察で、入浴が明らかに不適当な場合や判断に迷う場合については、利用者及びその家族等に理由を明示し、当日の入浴を中止します。

　　エ　利用者の健康状態に合わせた湯量、湯温及び入浴時間を考慮します。

（４）入浴サービス実施に係る事務連絡及び報告

前月の利用者の入浴サービス提供報告書を、翌月１０日までに横浜市に提出します。入浴サービス実施において、問題等が生じた場合は利用者が居住する区の福祉保健センター等に報告し、指示に従います。

第　３　章　　利用料金

（利用料金）

1. 事業者は、（訪問・施設）入浴サービスの提供に当たっては、予め利用者に対し、当該サービスの内容及び料金について説明し、利用者の同意を得るものとします。

２　事業者は、（訪問・施設）入浴サービスを提供した場合の利用料金及び利用者負担額は、横浜市障害者入浴事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づく基準によるものとします。

３　利用者は、（訪問・施設）入浴サービスの対価として、利用者負担額の毎月の合計金額を、横浜市が定める利用者負担上限額の範囲内において事業者に支払うものとします。

４　利用者は、本人の希望による前二項以外のサービス（以下「その他サービス」という。）提供の対価として、別紙「重要事項説明書」に定める利用料金の月毎の合計金額を事業者に支払うものとします。

（利用料金の代理受領）

第６条　事業者は、横浜市が定める規則に基づき、本契約により利用者から（訪問・施設）入浴サービス利用料金の代理受領の委任を受けるものとします。

２　事業者は、利用者に代わって横浜市から（訪問・施設）入浴サービス利用料金の支払を受けるものとします。

（利用料金の支払い等）

1. 事業者は、当月の利用者負担額及びその他サービスの利用料金の合計の請求書を、翌月10日までに利用者に送付するものとします。

２　利用者は、前項により請求があった利用者負担額及びその他サービスの利用料金合計額を、翌月20日までに支払うものとします。

３　事業者は、利用者から利用者負担額及びその他サービスの利用料金合計額の支払を受けたときには、利用者に領収証を発行します。

第　４　章　　事業者の義務

（訪問入浴サービス事業者の責務）

第８条　事業者は、次に掲げる事項を責務とし、訪問入浴サービスを提供します。

（１）従事者の定期的な研修を行い、技術向上と専門的知識の取得に努めます。

（２）従事者の清潔及び品位の保持に努めます。

（３）使用する機器及び用具は、利用者の身体に適合したものを用い、危険な温度の湯水を放出する可能性のある給湯機器の使用及び給湯の際に温度差が生じる給湯機器は使用しません。

（４）利用者毎に浴槽、使用する用具等の洗浄消毒を行います。

（５）救急の措置に必要な看護用品を常備します。

（６）利用者に訪問入浴サービスを継続して提供する場合、１年ごとに医師の意見書の提出を求め、利用者の身体状況を確認します。

（７）訪問入浴サービスを実施地域から適正な範囲内に活動拠点を確保します。

（施設入浴サービス事業者の責務）

第８条　事業者は、次に掲げる事項を責務とし、施設入浴サービスを提供します。

（１）従事者の定期的な研修を行い、技術向上と専門的知識の取得に努めます。

（２）従事者の清潔及び品位の保持に努めます。

（３）使用する機器及び用具は、利用者の身体に適合したものを用い、危険な温度の湯水を放出する可能性のある給湯機器の使用及び給湯の際に温度差が生じる給湯機器は使用しません。

（４）救急の措置に必要な看護用品を常備します。

（５）利用者に施設入浴サービスを継続して提供する場合、１年ごとに医師の意見書の提出を求め、利用者の身体状況を確認します。

（サービス提供の記録）

第９条　事業者は、毎回サービス終了時に、利用者から書面によりサービス提供の確認を

受けます。

２　事業者は、（訪問・施設）入浴サービスの提供に関する諸記録を作成し、契約終了後５年間保存します。

３　利用者は、事業者の営業時間内にその事業者において、当該利用者に関する前２項の諸記録を閲覧できます。

４　利用者は、当該利用者に関する前２項の諸記録の複写物の交付を受けることが出来ます。

（サービスの中止）

第10条　利用者は、事業者に対して、サービス提供の前日16：00までに通知することにより、利用料金等を負担することなくサービス利用を中止することが出来ます。

（守秘義務）

第11条　事業者は、正当な理由がある場合を除き、利用者又はその家族の秘密を他に漏らさない義務を負うものとします。

２　事業者は、スタッフが退職後、在職中知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないように必要な措置を講じるものとします。

（身分証明書携行義務）

第12条　サービス提供職員は、常に身分証を携行し、初回（訪問・施設）時及び利用者や利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示するものとします。

第　5　章　　損害賠償

（損害賠償）

第13条　事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴い、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第9条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

２　事業者は、前項の損害賠償責任の履行については速やかに行うものとします。

３　利用者は、故意又は過失により事業者に損害を与え、又は無断で備品の形状を変更したときは、その損害を弁償し、又は原状に復する責務を負うものとします。尚、損害賠償の額は利用者本人の心身の状況を考慮して減免出来るものとします。

第　6　章　　契約の終了

（契約の終了事由）

第14条　利用者又は事業者が次の各号のいずれかに該当した場合、本契約は終了するものとします。

（１）利用者が死亡した場合。

（２）要綱に基づく（訪問・施設）入浴サービスが必要ないと決定された場合。

（３）事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない理由により事業所を閉鎖した場合。

（４）事業者の滅失や重大な毀損により、（訪問・施設）入浴サービスの提供が不可能になった場合。

（５）事業者が（訪問・施設）入浴サービス事業者の登録を取り消された場合又は登録を辞退した場

合。

（６）第１５条もしくは第１６条に基づき本契約が解約された場合。

（利用者からの契約解除）

第15条　利用者は、30日以上の予告期間において文書で事業者に通知することによりこの契約を解約することが出来るものとします。但し、次の事由に該当する場合には、文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することが出来るものとします。

（１）事業者が正当な理由なく（訪問・施設）入浴サービスを提供しない場合。

（２）事業者が第9条に定める守秘義務に違反した場合。

（３）事業者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけたり、著しい不信行為があったとき、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。

（事業者からの契約解除）

第16条　事業者は、やむを得ない理由がある場合には、30日以上の予告期間をおいて文書で通知することにより本契約を解約することができるものとします。但し、次の事由に該当する場合、文書で通知することにより、直ちに本契約を解約することが出来るものとします。

（１）利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

（２）第5条に基づき利用者が事業者に支払うべき（訪問・施設）入浴サービスの利用料金を3ヶ月以上滞納し、相当期間を定めて督促したにもかかわらず、その期限までに支払いがない場合。

第　7　章　　その他

（苦情解決）

第17条　事業者は、提供した（訪問・施設）入浴サービスに関する利用者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口等を設置して適切に対処するものとします。

２　事業者は、利用者又は法定代理人等が苦情を申し立てた場合、これを理由とする不当な扱いは一切しないものとします。

（虐待の防止のための措置）

第18条　事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとします。

1. 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催とその結果の周知
2. 虐待の防止のための研修の定期的な実施
3. 虐待の防止のための措置を実施する担当者の設置

（身体拘束等の禁止）

第19条　事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身

体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制

限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。

　２　事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用

者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとし

ます。

　３　事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとします。

（１）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底

（２）身体拘束等の適正化のための指針の整備

 　 （３）従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

（感染症対策に関する事項）

第20条　事業者は、事業所において感染症の発生及びまん延しないように、次の措置を講ずるものとします。

（１）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知

（２）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備

（３）事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の定期的な実施

（業務継続計画の策定に関する事項）

第21条　事業者は、感染症や非常災害の発生時においても、利用者に対する必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築するための、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとします。

２　事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

（協議事項）

第22条　本契約に定められていない事項について問題が生じた場合、事業者は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

　上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者又は法定代理人又は利用者および身元引受人と事業者が記名押印の上、各1通を保有するものとします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　　日

　　　　　　　　　利用者　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　法定代理人　　　　住所

　　　　　　　　（　　　　　）　　　氏名

　　　　　　　　　身元引取人　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

契約書別紙

　この契約書別紙は、本契約の条項に基づき、利用者個別の事項を定めます。

１　提供するサービスの内容

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 日/曜日 | 時間帯 | 類型 | 内容 | 制度対象 |
| 　　　/ | 　　　～ |  |  |  |
|  / | 　　　～ |  |  |  |
| 　 / | 　　　～ |  |  |  |
| / | 　　　～ |  |  |  |

2　利用料金

　お支払いただく利用者負担は、（訪問・施設）入浴サービス１回につき　　　円となります。なお、利用者負担額の上限は　　　　円です。

　このほか、利用者の支給決定量以上の（訪問・施設）入浴サービスを希望される場合は、（訪問・施設）入浴サービス１回につき　　　円の実費をご負担いただきます。

　　　　　　事業者　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　名称

 代表者氏名

上記の内容の説明を受け、了承しました。

　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　利用者　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　法定代理人　　　　住所

　　　　　　　　（　　　　　）　　　氏名

　　　　　　　　　身元引取人　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名